

## 鹿児島県知事許可漁業の許可等に関する事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、漁業法（昭和24年法律第267号）、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）及び鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号。以下「規則」という。）に規定する下記の知事許可漁業の許可等に係る各種手続について必要な事項を定める。なお、第4条第1項第1号及び第2号に掲げるもじゃこ漁業及び稚うなぎ漁業については、それぞれ別に定める「もじゃこ漁業許可に関する事務取扱要領」及び「稚うなぎ漁業許可に関する事務取扱要領」のとおりとする。

#### （1）当該漁業ごと及び船舶ごとに許可を受ける必要がある漁業

- ア 中型まき網漁業
- イ 小型機船底びき網漁業
- ウ 小型まき網漁業（もじゃこ漁業を除く）
- エ 機船船びき網漁業（もじゃこ漁業を除く）
- オ ごち網漁業
- カ すくい網漁業
- キ 刺し網漁業
- ク 固定式刺し網漁業
- ケ 敷網漁業
- コ かご漁業
- サ あさひがにかかり網漁業

#### （2）当該漁業ごとに許可を受ける必要がある漁業

- ア さんご漁業
- イ 小型定置網漁業
- ウ しいらづけ漁業
- エ 潜水器漁業

### 2 許可等の申請

規則に基づく以下に掲げる許可等の申請の手続に係る申請書の様式及び添付書類は、以下の手続ごとに別表1のとおりとする。

#### （1）許可の申請

（規則第8条及び第14条関係）

下記のアからカにより、許可を受ける場合

- ア 新規の許可  
新たに許可を受ける場合
- イ 継続の許可  
現在の許可の有効期間が満了するため、同一の内容で継続して許可を受ける場合
- ウ 廃止代船  
許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶で許可を受ける場合
- エ 滅失沈没代船

許可の有効期間中に、許可を受けた船舶の滅失又は沈没により、他の船舶で許可を受ける場合

オ 承継

許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併もしくは分割以外の理由により、当該船舶を使用する権利を取得し、当該船舶漁船で許可を受ける場合

カ 認可に基づく許可

起業の認可を受けた者が、船舶を建造、譲渡、借受等で使用する権利を取得し、当該船舶で許可を受ける場合

- (2) 起業の認可の申請 (規則第8条関係)

許可を受けようとする者が、漁船を使用する権利を有する前に、あらかじめ起業の認可を受ける場合

- (3) 変更の許可の申請 (規則第16条関係)

許可を受けた者が、制限措置（漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格）と異なる内容により漁業を営もうとする場合

- (4) 起業の認可の変更の許可の申請 (規則第16条関係)

起業の認可を受けた者が、制限措置と異なる内容により漁業を営もうとする場合。

- (5) 起業の認可の期間延長の申請

起業の認可を受けた者が、やむを得ない理由により、認可された期間を延長したい場合

- (6) 許可証の書換え交付の申請 (規則第27条関係)

制限措置の範囲内で許可証の記載事項（住所、船名、船舶の総トン数、推進機関の馬力数等）に変更が生じた場合。また、変更の許可を受け、船舶の総トン数を変更する工事や機関換装が完了した場合

- (7) 許可証の再交付の申請 (規則第28条関係)

許可証を亡失し、又は毀損した場合

### 3 許可等に係る届出

規則に基づく以下に掲げる届出の手続きに係る届出書の様式及び添付書類は、以下の手続きごとに別表第2のとおりとする。

- (1) 廃業（許可等の失効）の届出 (規則第8条及び第14条関係)  
(2) 休業の届出 (規則第8条関係)  
(3) 船舶の滅失又は沈没の場合の届出 (規則第16条関係)  
(4) 相続又は法人の合併若しくは分割の届出 (規則第16条関係)

また、1(1)アの中型まき網漁業、1(1)エの小型まき網漁業及び1(2)エの潜水器漁業における届出書の様式は、以下の手続きごとに別表第2のとおりとする。なお、届出の内容に変更が生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を届け出なければならない。

- (1) まき網漁業に係る火船等の届出（まき網漁業で火船及び運搬船を使用する場合に限る）  
(2) 潜水器漁業に係る従事者の届出（潜水器漁業に限る）

附 則

- 1 この事務取扱要領は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 漁業許可の手引きは、本要領の施行日をもって廃止する。

別表 1 (許可等の申請)

書類		申請書	申請理由書	住民票 (個人の場合)	登記事項証明書 (法人の場合)	申請説明書	漁業許(認)可受有状況説明書	廃業届	滅失・沈没届	代表者選定届 (共同経営の場合)	船舶使用承諾書 (所有者と使用者が異なる場合)	火船等届出書 (まき網漁業に係る申請の場合)	従事者届出書 (潜水器漁業に係る申請の場合)	所属漁協組合長の意見書 (該当する場合)	所属漁協理事会議事録の写し (該当する場合)	海難報告書等の写し	現漁業許可証の写し (残存している場合)	起業認可指令書	適格性に関する誓約書	その他知事が必要と認める書類 (別途提出を指示する場合)	備考		
																						手続	様式
様式		以下のとおり	様式 6	—	—	様式 7	様式 8	様式 9	様式 11	様式 14	様式 15	様式 16	様式 17	—	—	—	—	—	様式 18	—			
許可	新規	○ (様式 1)	○	△	△	○	○			△	△	△	△	△	△				○	△	別途定める「申請すべき期間」内の申請が必要		
	継続		○	△	△	○	○			△	△	△	△	△	△	△		○		○	△		
	廃止代船		○	△	△	○	○			△	△	△	△	△	△			○		○	△		
	滅失沈没代船		○	△	△	○	○	○		△	△	△	△	△	△		○	△		○	△	滅失又は沈没の日から 6 ヶ月以内に申請が必要	
	承継		○	△	△	○	○		○	△	△	△	△	△	△				○(注)		○	△	(注) 原本の返納が必要
	認可に基づく許可		○	△	△	○	○			△	△	△	△	△	△					○	○	△	
起業の認可			○	△	△	○	○			△				△	△					○	△		
変更の許可		○ (様式 2)	○	△	△					△				△	△			○			△		
起業認可の変更の許可			○	△	△					△				△	△				○		△		
認可の期間延長		○ (様式 3)	○	△	△					△				△					○		△		
書換え交付		○ (様式 4)		△	△					△	△	△	△					○			△		
再交付		○ (様式 5)		△	△					△											△		

備考

- 印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は書類欄に書かれた括弧書きに該当する場合に提出することとする。
- ※印の付された書類は、同一の漁業者が同時に 2 件以上の申請をする場合、いずれかの申請書に一部を添付することで足りることとする。

別表2（許可等に係る届出）

書類 手続	廃業届	休業届	滅失・沈没届	相続届	相続同意書	戸籍謄本	住民票の写し（個人の場合）	登記事項証明書（法人の場合）	代表者選定届（共同経営の場合）	船舶使用承諾書 （所有者と使用者が異なる場合）	火船等届出書 （まき網漁業に係る申請の場合）	従事者届出書 （潜水器漁業に係る申請の場合）	漁船登録謄本 （県外登録船を使用する場合）	船舶検査証書の写し （20トン以上の場合）	海難報告書等の写し	現漁業許可証	起業認可指令書	適格性に関する誓約書	その他知事が必要と認める書類 （別途提出を指示する場合）	備考		
	様式	様式9	様式10	様式11	様式12	様式13	—	—	—	様式14	様式15	様式16	様式17	—	—	—	—	—	様式18	—		
廃業	○																			△	（注）原本の返納が必要	
休業		○																			△	
船舶の滅失・沈没			○												○						△	
相続・合併・分割（注1）				○	○	○	△	△	△	△	△	△					○（注2）	○		△	（注1）2ヶ月以内に届出が必要 （注2）どちらか1つのみ	
火船等の届出										△	○		△	△							△	まき網漁業で火船及び運搬船を使用する場合に限る。
従事者等の届出												○									△	潜水器漁業に限る。

備考

○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は書類欄に書かれた括弧書きに該当する場合に提出することとする。

様式第 1 号

漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁業時期
- 4 漁獲物の種類
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類，規模及び数
- 7 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 船舶総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 火光を利用するものにあつては，電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては，潜水器の種類型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

様式第 2 号

漁業許可（起業認可）に係る制限措置の変更申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇漁業の許可（起業認可）に係る制限措置の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 漁業種類

2 許可（認可）番号

3 許可（認可）年月日

4 変更の内容

項 目	現在の許可（認可）の内容	変更しようとする内容

5 変更の理由

様式第3号

起業の認可の有効期間延長申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり受けた未定丸に係る漁業の起業の認可の有効期間を、下記のとおり延長したいので、申請します。

記

1 漁業種類

2 認可指令書番号

3 認可年月日

4 変更の内容

変更前	変更後

5 延長の理由



様式第 4 号

漁業許可証の書換え交付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁業許可証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 漁業種類

2 許可番号

3 許可年月日

4 変更の内容

項 目	現在の許可証の内容	変更しようとする内容

5 変更の理由

様式第 5 号

漁業許可証の再交付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁業許可証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 許可証を亡失（き損）した年月日
- 5 許可証を亡失（き損）した場所
- 6 許可証を亡失（き損）した理由

様式第 6 号

申請理由書

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第 7 号

申請説明書

1 漁業経歴

2 現に営んでいる漁業及び最近 1 年間の水揚高

漁業種類	数量 (kg)	金額 (円)	操業期間	備考
合 計				

3 当該漁業における生産見込み

- (1) 漁業時期                              月から                              月まで
- (2) 最盛期                                      月から                              月まで
- (3) 予想年間水揚                              kg                                      円
- (4) 最盛期 1 か月の予想水揚              kg                                      円

4 附属漁労設備

船名	設備名	数量	規模・能力

5 当該漁業従事者数

- (1) 家族従事者数                              名
- (2) 雇用者数                                      名

(次ページへ)

6 資金計画

当該漁業着業に必要な資金		左記資金の調達方法	
用途	金額 (円)	調達先	金額 (円)
		自己資金	
		借入金	
運転資金			
計		計	

7 収支見込み (着業後 1 か年)

生産見込金額		円 (A)
支出見込金額		円 (B)
費目	金額	説明
計		
(A) - (B)		

8 漁法の説明及び漁具図 (「別添のとおり」としても可)

様式第 8 号

漁業許可（起業認可）受有状況説明書

年 月 日

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は、現在下記のとおり漁業の許可（起業の認可）を保有しています。

記

漁業種類	許(認)可番号	船名	総トン数	備考

注) 今回申請分も記載すること。その場合は、備考欄にその旨記載すること。

様式第9号

廃業届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記船舶は、今般、私が申請した〇〇丸（KG〇-〇〇〇〇，〇トン）に対して〇〇漁業の許可がなされたときは、その〇〇漁業許可の日に〇〇漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 船名
- 5 漁船登録番号
- 6 トン数及び馬力数

様式第 10 号

休業届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、〇〇漁業の許可を受けているところですが、諸般の事情により当該漁業を休業いたします。

記

1 船 名

2 総 ト ン 数

3 漁船登録番号

4 許 可 番 号

5 休 業 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで



様式第 11 号

船舶の滅失（沈没）届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記船舶について、 年 月 日に滅失（沈没）したので、鹿児島県漁業調整規則第 18 条第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船 名
- 2 総 ト ン 数
- 3 漁船登録番号
- 4 許 可 番 号

様式第 12 号

相続届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

今般、〇〇漁業の許可（起業の認可）受有者である〇〇〇〇の逝去（合併、分割）に伴い、下記のとおり私（弊社）がその地位を承継したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 相続発生年月日
- 2 漁業の名称
- 3 船名
- 4 漁船登録番号
- 5 許可番号

様式第 13 号

相続同意書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇漁業（許可番号〇〇－〇〇）に係る許可受有者（住所、氏名）の死亡に係る当該漁業許可については、下記の者が相続することに同意します。

記

相続人 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第 14 号

代表者選定届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の者を〇〇漁業に係る共同申請の代表者に選定したので届け出ます。

記

代表者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第 15 号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名 殿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(船舶所有者)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

貴殿が下記船舶を〇〇漁業に使用することを承諾します。

記

1 船名

2 総トン数

3 推進機関の種類及び馬力数

4 漁船登録番号

5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第 16 号

火船等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により、まき網漁業に火船及び運搬船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 まき網漁業許可船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 許可番号
- (3) 船名
- (4) 総トン数

2 使用する船舶 合計 隻

	火 船		運搬船		
(1) 漁船登録番号					
(2) 船名					
(3) 総トン数					
(4) 推進機関の種類及び馬力数					
(5) 発電機の容量					
(6) 集魚灯の消費電力の総和					

様式第 17 号

従事者届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により、潜水器漁業に従事者を使用しますので、住民票等を添えて届け出ます。

記

- 1 従事者氏名
- 2 従事者住所
- 3 従事者の形態 船上作業 / 潜水作業  
(潜水作業場合は潜水土免許の写しを添付すること)

様式第 18 号

適格性に関する誓約書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※氏名欄は、自署に限る(押印不要)

鹿児島県漁業調整規則(令和2年鹿児島県規則第52号。以下「規則」という。)第10条第1項第1号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 3 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条において定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者